第九四回

参第五号

学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(案)

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の三第一項中「寮母」を「寄宿舎教諭」に改め、同条第二項を次のように 改める。

寄宿舎教諭は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育及びこれに必要な世話を 行う。

第七十三条の三に次の二項を加える。

寄宿舎助教諭は、寄宿舎教諭の職務を助ける。

特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭に代えて寄宿舎助教諭を置くことができる。

(教育職員免許法の一部改正)

第二条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。 第二条第一項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。

第三条第三項中「及び養護助教諭」を「、養護助教諭、寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

第四条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎教諭免許状

第四条第四項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 寄宿舎助教諭免許状

第五条第一項中「若しくは第二」を「、第二若しくは第二の二」に改める。

第六条第二項中「又は第七」を「、第七又は第八」に改める。

別表第一備考第一号中「別表第七」を「別表第八」に改め、同表備考第一号の二及び 第一号の三中「別表第二」の下に「及び別表第二の二」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第五条関係)

ſ							大学における最低修得単位数				
			基	礎	資	格	専	門	科	目	
	免許	状の種類					特殊教育	育に関するもの	教職に関	するもの	
	寄宿	一級普通免許状	学士0)称号を有す	ること。			=0		-0	
	宿舎教諭	二級普通免許状	位(卢	二年以上在 N二単位は、 E修得するこ	体育とす			-0		-0	

備考 この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。 別表第三備考第一号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第二号中「及び第七」を

「から第八まで」に改め、同表備考第三号中「第七」を「第八」に改め、同表備考第五

号中「及び第六」を「、第六及び第八」に改め、同表備考第六号中「第七」を「第八」 に改める。

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第六条関係)

第	一欄	第二欄	第三欄	第 四 欄
	所要資格 ようさ状 類	有することを必要とする免 許状の種類	第二欄に掲げる各免許状 を取得したのは養通の授与を表している方 をの数与をの授して受けている場合のでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	第二欄に掲げる各免許状 を取得したのち、大学に おいて修得することを必 要とする最低単位数
寄	一級普通免 許状	寄宿舎教諭の二級普通免許 状	≡	=0
宿舎教	二級普通免 許状	イ 小学校、中学校、高等 学校若しくは幼稚園の教 諭又は養護教諭の普通免 許状	Ξ	六
諭		ロ 寄宿舎助教諭の臨時免 許状	六	ΞΟ

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律の施行の際、現に盲学校、聾学校又は養護学校の寮母である者は、この法律 の施行の日に、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定 にかかわらず、当該学校の寄宿舎助教諭となり、同日から起算して十五年を経過する日 までの間は、文部省令の定めるところにより、引き続きその職務を行うことができる。
- 3 当分の間は、改正後の学校教育法第七十三条の三第一項の規定にかかわらず、前項の 寄宿舎助教諭をもつて、寄宿舎教諭に代えることができる。
- 4 第二項の規定により寄宿舎助教諭である者に対して教育職員検定により寄宿舎教諭免 許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六条第二項の規定にかかわ らず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第		欄	第	Ξ	欄	第	四	欄
所要資格 受けようと する免許状 の種類	基	礎	資 格	格校を含績の	欄に規定するる 取得したの で で で で で で で で で で で で で	管 学寄な轄を 学 宿成庁必	格を取 におい	『に規定する 双得したのち Nで修得する する最低単位	、大学 ことを

				1
		イ 学士の称号を有するこ		
		と。		
		ロ 大学に二年以上在学し、		
		六十二単位(内二単位は、		
		体育とする。)以上を修得	_	
		すること又は文部大臣がこ	四	一四
		れと同等以上と認める資格		
		を有すること。		
寄		八 高等学校を卒業すること		
	一級普通免	又は文部大臣がこれと同等	六	
	許状	以上と認める資格を有する		二四
		している 単位を行する こと。		
宿		ろう ニューナー年以上盲学校、聾		
		一 一年以工自子仪、資 学校又は養護学校において		
		字校文は食護子校にあいて 寮母又は寄宿舎助教諭とし		_m
				二四
		て良好な成績で勤務した旨		
舎		の所轄庁の証明を有するこ		
		٤.		
		イ 大学に二年以上在学し、		
		六十二単位(内二単位は、	_	
		体育とする。)以上を修得		
教		すること又は文部大臣がこ		
		れと同等以上と認める資格		
		を有すること。		
		ロ 高等学校を卒業すること		
	二級普通免	又は文部大臣がこれと同等	Д	—四
諭	一級自過光 許状	以上と認める資格を有する	24	_편
HIJ5	計仏	こと。		
		3う		
		八 九年以上盲学校、聾学		
		校又は養護学校において寮		
		母又は寄宿舎助教諭として		一四
		良好な成績で勤務した旨の		
		所轄庁の証明を有するこ		
		کی		
		· ·		

備考

- 一 新法別表第一備考第一号並びに同法別表第三備考第一号及び第三号の規定は、この表の場合について準用する。
- 二 この表第二欄中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関及び養護教諭養成機関並びに旧国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)による国立 養護教諭養成所を含むものとする。
- 三 この表により寄宿舎教諭免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数(一級普通免許状二の項にあつては十一年、二級普通免許状八の項にあつては九年)を超える在職年数があるときは、その超える在職年数一年につき五単位を、第四欄に掲げる最低単位数から四単位を超える単位数を限度として差し引くものとする。
- 5 前項の表一級普通免許状二の項又は二級普通免許状八の項に掲げる基礎資格を有する 者に、前項の規定による教育職員検定により、寄宿舎教諭免許状を授与する場合につい ては、新法第五条第一項第二号の規定は、適用しない。

6 小学校、中学校、高等学校、盲学校、デ学校、養護学校又は幼稚園の教諭の普通免許 状を有する者は、当分の間、新法第三条第一項の規定にかかわらず、寄宿舎教諭となる ことができる。

(他の法律の一部改正)

7 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように 改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を加え、「寮母」を「寄宿舎助教諭」 に改める。

- 8 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「養護助教諭」の下に「、寄宿舎教諭、寄宿舎助教諭」を加える。
- 9 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

10 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第十三条中「寮母」を「寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭」に改める。

11 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年 法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、寮母」を削る。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭の数)

- 第十九条 寄宿舎教諭及び寄宿舎助教諭(以下「寄宿舎教諭等」という。)の数は、寄宿舎を置く特殊教育諸学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特殊教育諸学校について当該合計数が十に達しない場合にあつては、十)を合算した数とする。
 - 一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数に五分 の一を乗じて得た数
 - 二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た 数

第二十二条の二中「養護教諭等」の下に「、寄宿舎教諭等」を加え、「、寮母」を削る。

12 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十

六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

13 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「養護教諭」の下に「、寄宿舎教諭」を、「養護助教諭」の下に「、 寄宿舎助教諭」を加え、「、実習助手及び寮母」を「及び実習助手」に改める。

理由

盲学校、聾学校及び養護学校の寮母によつて行われている職務の重要性にかんがみ、その職務を一定の資格を有する寄宿舎教諭に行わせることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。